

# 米国大統領選挙・総選挙を踏まえた今後の 税制改正の動向と M&A 取引への影響

Issue 126, November 2020

---

## In brief

---

現地時間 2020 年 11 月 3 日(火)に行われた大統領選・総選挙の結果、大統領選では民主党のジョー・バイデン氏が当選確実となった一方で、上院選の帰趨は 2021 年 1 月に開催されるジョージア州の決選投票(2 議席)に委ねられることとなりました。

本ニュースレターでは、バイデン政権下における今後の税制改正議論の方向性および M&A 取引への潜在的な影響について紹介します。

---

## In detail

---

### 開票作業の結果

大統領選においては、バイデン氏が当選に必要な選挙人数 270 人超を獲得することが確実視されています。

上院選においては、現時点で共和党は全 100 議席中 50 議席、民主党は 48 議席を確保しています。残り 2 議席はいずれもジョージア州ですが、過半数を獲得する候補者が現れなかったことから、2021 年 1 月 5 日の決選投票に持ち込まれる見込みです。

ジョージア州決選投票において民主党が 2 議席とも獲得した場合、両党が上院 50 議席ずつを分け合うこととなりますが、上院での議決が 50 対 50 となった場合のタイブレーカーはハリス副大統領(次期)が持つことから、民主党が上院多数党の地位を奪回することとなります。それ以外の場合には、共和党が上院過半数を維持することとなります。

下院選では共和党が従前の想定よりも議席数を伸ばしたものの民主党が過半数を維持する見込みとなっています。

### バイデン氏の税制改革案の実現可能性

バイデン氏は法人税・個人所得税のいずれにおいても各種の増税案を含む大規模な税制改革案を提案していましたが、その実現可能性は来年 1 月の決選投票で上院多数党が決まるまで不明なままとなっています。

法人税におけるバイデン氏の改革案は以下の項目が含まれています。

(国内税制)

- 連邦法人税率を 21%から 28%へ引上げ
- 不動産に関する一定の優遇措置の撤廃(同種交換、賃貸住宅に係る加速度償却等)
- クリーンエネルギー関連の優遇措置の強化および化石燃料に係る優遇措置の撤廃

(国際税制)

- 全世界ベースの会計上利益への 15%ミニマム税
- 米国法人が国内顧客に対する国外製造品の販売(あるいは国外役務の提供)を通じて得た利益に対する 10%付加税
- GILTI 合算課税の実効税率増(10.5%から 21%へ)
- コーポレート インバージョン対策税制の強化
- 雇用や製造活動を国外移転させた場合の費用控除制限
- 米国内雇用を生み出す投資(既存の設備の再生/再装備や、雇用拡大につながる製造活動を拡大あるいは国内回帰する場合を含む)を行った法人に対する 10%税額控除(メイド・イン・アメリカ税額控除)

個人所得税においては、40 万米ドル超の所得層に対する各種増税措置(累進最高税率の引上げや、パズスルー事業体を通じて稼得した所得に対する特別控除の撤廃等)や、100 万米ドル超の所得層についてキャピタルゲインおよび配当に対する適用税率を現在の軽減税率(20%)から通常所得税率に引き上げる提案が含まれています。

上記に加えて、トランプ政権下で実現した 2017 年税制改正のうち時限措置となっている(一定時点で失効する、あるいは、減税規模が縮小する)項目についてどのような対応が行われるかについても留意が必要です。例えば、2022 年以降は過大支払利子に対する控除限度額が厳格化(現在の税務上 EBITDA 相当額 x30%から税務上 EBIT 相当額 x30%へ変更)や R&D 費用の資産化(原則 5 年償却)が開始するほか、2023 年以降は 100%ボーナス償却のフェーズアウトが開始することとなっています。

上記のジョージア州決選投票の結果共和党が上院多数党の地位を維持した場合には、大規模な増税を含む税制改正の実現は少なくとも 2022 年の中間選挙以降まで持ち越しとなる可能性が高いと考えられます。民主党が 50 議席を獲得し上院多数党となった場合には、バイデン氏改革案の一部が実現へ動く可能性が高くなりますが、その場合でも保守派を含む上院民主党全員の支持が必要となることから、抜本的な改正が実現するか否かについては不明確です。

### レイムダック議会と新型コロナ対策の追加経済措置

上院院内総務であるマコネル氏は 2020 年 11 月 4 日、現政権下での議会(レイムダック)において新型コロナ対策の追加経済措置法案を成立させることを呼びかけています。他方で、現時点の上院多数党である共和党による提案と、下院多数党である民主党による提案とでは財政支出規模(前者は 1 兆米ドル、後者は 2.4 兆米ドル超)やスコープにおいて大きな乖離があることから、現政権下での議会において大型の追加経済措置が決定される可能性は限定的と考えられます。

### OECD によるデジタル経済課税プロジェクトとの関係

2020 年 10 月 12 日に BEPS 包摂的枠組によってデジタル経済課税に係る第 1 の柱および第 2 の柱の青写真についての報告書が公表され、2020 年 12 月 14 日までのコメント募集が開始されたことを受け、米国政府も対応を行っています。

トランプ政権はこれまで、他国に比べて特に米国企業への影響が大きくなるとみられる第 1 の柱(市場国への課税権配分や移転価格に係る国際課税原則の見直し)については消極的な姿勢を示しており、例えば納税者による適用除外選択を認めることを主張していました。バイデン政権において従前の姿勢に変化が生じるか否かについては、今後行われる政府高官のアポイントの状況や、上記コメント後の青写真の修正を踏まえて決定されるものと考えられます。

他方でトランプ政権においては、第2の柱(軽課税国への利益移転への対抗)については、2017年米国税制改正によって導入されたGILTI合算課税との類似性もあり、基本的には支持する姿勢が表明されていました。バイデン政権においても同様の姿勢が継続するものと考えられますが、今後はGILTI合算課税が第2の柱に適合しているものとして判断されるか否かが注目されます。

### M&A取引への影響

上記の通り、バイデン氏の税制改革案の実現可能性についてはさまざまな不確定要素が残っており、足元で抜本的な改正が行われる可能性は低いように見受けられます。他方、法人税率増や各種の国際税制改革案など、潜在的に影響の大きな項目が複数含まれていることから、今後も議会の動向に注視を行い、M&A取引における税務コスト・税務メリットの見積において適切に反映を行う必要があります。

また、新型コロナ対策の追加経済措置についても直近で成立する可能性が限定的である一方で、2020年3月に成立した第3次経済措置(CARES法)に含まれる各種税制優遇措置の適用期限についても留意が必要です。例えば、CARES法は2018年以降の繰越欠損金に係る相殺限度額(当期所得80%)を一時的に撤廃していますが、当該措置は2019年および2020年の申告に限定されていることから、2021年以降の課税所得計算においては従前の80%制限を考慮する必要があります。

加えて、OECDデジタル経済課税プロジェクトに対する対応やトランプ政権下で公表された2017年税制改正に係る財務省規則の見直しについては新政権発足後に何らかの動きが生じる可能性があることから、特に国際税制が関連する取引を行う場合には最新の動向に留意を行う必要があると考えられます。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル 15階

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
山岸 哲也

パートナー  
山口 慎太郎

ディレクター  
小林 秀太

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.